

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳関連事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村（特別区を含む。以下同じ）に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能での書類の受領（申請管理システムによる基幹システムへの取り込み）及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 団体内統合宛名管理システム 5. コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部市民課市民係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線 3243

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対して事務の一部を委任する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	省令の制定に伴う変更のため
令和1年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条の1（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	住基法の内容に合わせた
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、5、6、8、10、15、16、18、20、21、22、23、27、31、32、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、11	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、11	事後	法改正に伴う変更のため
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	市民共創部市民課 市民課長 伊藤範子	市民環境部市民課 市民課長 山岸和美	事後	組織変更及び人事異動に伴う変更のため
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民共創部市民課市民係	市民環境部市民課市民係	事後	組織変更に伴う変更のため
令和1年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		十分である	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の利用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが		十分である 十分である	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供		十分である	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である 十分である	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 8. 監査		[○]自己点検	事後	新様式での公表に伴う変更のため
令和1年6月30日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	新様式での公表に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴う変更のため
令和3年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 山岸和美	市民課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政改革推進係	総務部総務課庶務係	事前	組織変更に伴う変更
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1.2 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日時点での計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	V リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 団体内統合宛名管理システム	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 団体内統合宛名管理システム 5. コンビニ交付システム	事前	コンビニ交付サービス実施に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑩個人番号カード等を用いた本人確認	⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	5. コンビニ交付システム	5. コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事前	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	6. サービス検索・電子申請機能	6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数